

近代天皇制について

——鎌倉孝夫氏の批判に応える——

後藤 靖

目次

- 一 はじめに
- 二 「上からのブルジョア革命」論について
- 三 廃藩置県について（以上本号）
- 四 地租・所有権について
- 五 帝国憲法体制について

一 はじめに

鎌倉孝夫氏は、その論稿「日本資本主義論争」（講座『現代経済思潮』第二卷、東洋経済新報社刊、一九七八年一二月）で、わたしの「明治の天皇制と民衆」（後藤靖編『天皇制と民衆』所収、東京大学出版会、一九七六年一〇月刊）に対して批判を加えられた。著名な経済学者である氏が、歴史学の領域にまでふみ込まれ、拙稿に対する多面的な批判を加えられたことにたいして感謝するものである。だが、多面にわたる批判にもかかわらず、わたしとしては、

近代天皇制について（後藤）

一（六六一）

氏の批判について承服することはできなかった。そこで、氏の批判の論点の一つ一つにたいして反批判的考察を行いたいと思う。と同時に、この反批判を通じて、旧稿にたいする部分的補足も行いたいと考える。

二 「上からのブルジョア革命」論について

鎌倉氏の拙稿にたいする批判は多面にわたっているので、批判的指摘の部分の一つ一つ取り上げてみよう。

鎌倉氏は、藤井松一氏のわたしの見解にたいする整理（『戦争とファシズム』期の天皇制——後藤靖編、前掲書）に依拠しながら、わたしが提起した「上からのブルジョア革命」論を次のように理解し、批判されている。

(a) 後藤は、「明治維新はなお『絶対主義天皇制』を成立させたに過ぎないが、その後の資本主義発展の過程において『上からのブルジョア革命』がおこなわれ、ブルジョア国家は変質した、という。しかし、『上からのブルジョア革命』の内容は、ブルジョア階級—独占資本と官僚との結合ということにすぎない。政治的・政策的分野にブルジョア階級が参加するのを『上から』のブルジョア『革命』とするのであれば、各種審議会等への労働者・市民の参加は、『上から』のプロレタリア『革命』ということになるであろうか」と。

わたしが「上からのブルジョア革命」論を展開しているのは、下山三郎著『明治維新研究史論』（御茶の水書房、一九六六年五月刊）と星埜惇氏の『社会構成体移行論序説』（未来社、一九六九年二月刊）の母胎となった「社会構成体移行の諸類型」（福島大学『商学論集』一九六二年）および「国家権力の移行過程」（同上、一九六七年）に対する書評の形をとって書いた①「日本近代史分析の一視角（上）」（『歴史評論』第二二二号、一九六八年四月）、および②大橋隆憲編『日本の階級構成』第二章（岩波新書、一九七一年六月刊）と③「近代天皇制論」（『講座日本史』九、一九七

一年六月)である。この三つの論稿のどれ一つをとってみても、わたしは、鎌倉氏が整理されているような「上からのブルジョア革命」の内容を「ブルジョア階級―独占資本と官僚の結合」や「政治的・政策形成的分野にブルジョア階級が参加する」こと、というような単純な論理によって処理しようとしてはいいない。

たとえば、①ではこう書いている。『上からのブルジョア革命』は、ブルジョア革命の勝利の結果としての階級構造の決定的変化↓国家の組織原理の根底からの変革をなしとげえなかった国々での、ブルジョア化↓ブルジョア権力の確立を意味する概念である。このブルジョア化↓ブルジョア権力の確立は、基本的には、絶対主義権力が、発展しつつある社会体制に自己を似せながらも、その支配体制を維持しようとするため、ブルジョア階級の上層部分と妥協しながら、労働者・農民を抑圧する権力へと漸次的に移行していく過程にほかならない。こうした権力の移行過程は、ブルジョアの生産関係の発展↓資本制経済構造の成立を基礎規定とし、かかる経済構造に規定された階級関係の変化とりわけ階級闘争の質的变化を背景としていることはいうまでもない。したがって、この移行過程は、まさに国内の社会経済的、政治的諸条件の変化をその内発的要因とするのである。しかしながら、権力の移行過程における統治機構⇨統治諸機関の相互関連のあり方は二重に規定される。第一には、『上からのブルジョア革命』の過程は、権力の側からの社会への対応過程であることによって、執行権力の主導性がそのまま維持される。さらに、第二には、世界資本主義市場の形成にともなう世界的政治体制の成立した時期においては、多かれ少かれ、後進諸国は先進諸国家の政治的・経済的圧迫をこうむらざるをえず、そのために、そこでの政治的体制構造はたんに自国内の発展しつつある社会体制に規定されるばかりでなく、そうした世界状況への対応を迫られるのである。帝国主義段階においては、この傾向はいっそう顕著になる。そうだとすれば「議会の相対的地位の上昇」はみられるとしても、「基本的には△官僚制―政府―議会▽という方向規定関係」には変化が現われないから、「上からのブルジョア革命」を立証するための指標を統治機構⇨統治諸機関の変化だけに求めることはきわめて困難であろうといひ、次のように述べている。「統治機構⇨統治形態が不変であるということは、その機構を構成する諸機関(立法、司法、行政)の構造連関―執行機関の立法機関への優越―がかわらないということである。にもかかわらず、その行政の内容と行政の依拠すべき法⇨法体系の内容が、次第に経済構造の変化↓階級関係の変化に対応してゆくことは十分に考えられる」と。論文②、③では、これを下地にしたが、階級構成の変化を具体的に立証し、階級構成の変化にともなって一九一〇年代以降に顕著にあ

らわれる、(1)「独占ブルジョアジーの政治・政策決定過程へのかかわり方の変化―このことが官僚制の変化、そのブルジョアの規定性の第一義的な表章」であり、(2)議会の構成とその役割の変化、(3)法体系の変化とその立案過程の変化を指標として、第一次護憲運動、山本内閣をもって上からのブルジョア革命が始まり、原敬内閣以後にそれが本格化するが、「天皇制ファシズムが完成（一九三八年国家総動員法の成立が指標）するまでは上からのブルジョア革命は完遂されはしなかった」（『近代天皇制論』）と書いている。

この三つの旧稿は、国家概念そのものに関する概念規定が不十分であり、また「上からのブルジョア革命」の概念とその指標が不十分である。このことが、旧稿とりわけ第三論文に対する多くの批判をうける原因をなしている。これらの批判にたいするわたしのより積極的な見解の展開は、比較的近い機会に行うことにしたい。ともあれ、旧稿でのわたしの「上からのブルジョア革命」論が、鎌倉氏が整理されているような単純な理論構成によっているものでないことだけは理解していただけるであろう。したがってまた、鎌倉氏の「各種審議会等への労働者・市民の参加は『上から』のプロレタリア『革命』ということになるであろうか」という言葉は、わたしにとっては全く非学問的な揶揄でしかないということになる。

(b) 鎌倉氏のわたしの「上からのブルジョア革命」論批判の前提には、次のような考え方がその根底をなしている。すなわち、「明治天皇制以来の国家官僚機構のなかに、ブルジョアの発展を急速に促進するという性格があったのである。その直接の担い手が旧下級武士層であり、寄生地主層であったとしても、その出身いかんにかかわらず、すでにその機構はブルジョアの発展を促進するほか維持されえないものだったのである。それが第一次大戦とその後の経済危機のもとで、資本主義体制を維持すべく、ブルジョアジーの政治介入、さらには普選による国民の政治参加をおこなわねばならなくなったのであり、権力自体が封建的権力としての絶対主義からブル

ジョアの権力に変質・移行したのではない。「後藤氏のいう『上からのブルジョア革命』をいうとしたら、結局明治維新にまでさかのぼらなくてはならなくなるであろう。」と。

天皇制国家をその誕生以来ブルジョア国家であると規定する鎌倉氏にとっては、「上からのブルジョア革命」論が必要でなくなるのは当然のことである。

ところで、鎌倉氏によれば「ブルジョアジーの政治介入」は「第一次大戦とその後の経済危機」のなかで行われたという。この「ブルジョアジーの政治介入」ということの具体的な内容と、それが天皇制国家にとってどのような歴史の意味をもったものであったかという点については、なんら述べられてはいない。この指摘は、天皇制国家―それを鎌倉氏のいうブルジョア国家と考えた場合にはより一層―の本質Ⅱ内容の変化をとらえるうえできわめて重要な意味をもつと考えられるから、無規定のまま放置されているのは残念である。ともあれ、ブルジョアジーが第一次大戦以後にはじめて政治に介入したというのであれば、それ以前にはブルジョアジーは天皇制国家の政治に介入してはいなかったということになる。鎌倉氏が上の引用文のなかで、「その直接の担い手が旧下級武士層であり、寄生地主層であったとしても」と書かれている一節が、そのことと対応すると思われる。こうして鎌倉氏によれば、ブルジョアジーは第一次大戦以前には政治に介入してはいなかったけれども、明治維新以来の明治天皇制国家はブルジョア国家であったということになる。そして、その最大の理由は、「明治天皇制以来の国家官僚機構のなかに、ブルジョアの発展を急速に促進するという性格があった」という一点にしばられる。これでは、鎌倉氏が「明治維新は不十分ではあってもブルジョア革命であり、明治天皇政府Ⅱ天皇制はブルジョア君主制国家である、ということ（労働派の主張のこと―引用者注）はそれ自体正しいとしても、なぜ日本ブル

ジョア国家が、絶対主義ともいいうるごとき強大な権力をもちえ、またもたねばならなかったかという天皇の特殊な性格は、明らかにしえない」し、「労働派は天皇制を経済主義的に基底還元し」たに過ぎないと批判された行文が、鎌倉氏自身にもそのままはね返ってきはしないだろうか。なお鎌倉氏が、その行文で述べておられるのは、経済的基礎過程においてブルジョアの生産関係が規定的な役割を果すにいたっているということではなく、ただ「ブルジョアの発展を促進する」という経済政策、だけである。

鎌倉氏は、ブルジョアジーが政治的に介入しはしなかったけれども、なおかつ天皇制国家がブルジョア国家であったということを経済論そのものから説明すべきである。「その直接の担い手が旧下級武士層であり、寄生地主層であった」といいたいのであれば、それらの階級が直接にブルジョアの国家権力の領有者であり、ブルジョアの政治的支配を行ったことを証明しなければならない。

およそブルジョア国家は、抽象的・一般的にいえば、ブルジョアの階級的支配Ⅱ従属関係が全社会的規模において形成され、ブルジョア階級が社会的諸関係を自己の階級的利害に従属させるといふ事態が展開しており、これを客観的基礎としながらブルジョアのイデオロギーを媒介としつつ、その利害を貫徹するための特殊な権力としてのブルジョアの政治的権力が形成されることによって成立する。思想・信仰・集会・結社をはじめ財産・移転・職業選択・営業の自由等々のいわゆる基本的人権の保障は、ブルジョアの社会的諸関係の確立の不可欠の要件をなす。また、国民主権・公民権の確立は、ブルジョアの政治原理とそれにもとづくブルジョアジーによる政治的支配組織を展開させていく。その場合、ブルジョア国家は、ブルジョアの支配Ⅱ従属関係の発展段階、したがってブルジョアジーの階級としての成熟の程度に応じて、(1)ブルジョアジーの一分派を通じてのブルジョアジー

の政治的支配Ⅱ間接的政治支配、(2)産業ブルジョアジーの直接的政治支配、(3)ブルジョアジーの間接的政治支配という諸段階Ⅱ諸支配形態をとりながら発展していくであろう。しかし、これらの諸段階Ⅱ諸形態転化はいうまでもなく、ブルジョア国家という枠内における内容の発展の問題であることはいうまでもない。

ところが、鎌倉氏の場合には、「維新Ⅱブルジョア革命、天皇制国家Ⅱブルジョア君主制」という証明がいっさいなされていない。そのうえでわたしの「上からのブルジョア革命」論批判なのである。これでは、わたしとしては承服のしようがない。

三 廃藩置県について

(a) 鎌倉氏は、わたしが、廃藩置県を解体しつつある「幕府・諸藩の個別的領有権をそっくりそのまま朝廷政藩に集中したに過ぎず、個別領有体制を全一的な天皇制国家的領有体制に編成がえしたに過ぎなかった」といい、その直後に行なわれた田畑勝手作の許可、田畑永代売買の解禁、職業選択の自由の許可など一連の「一見進歩的な法的措置」も「農民的商品経済の発展を認めたかのようにみえるが、現実には農民は解放されるどころか、天皇制国家によって旧来と同じ封建的収奪にさらされねばならなかった」(『天皇制と民衆』一二一〜一二三頁)と書いたのたいして、次のように批判されている。

幕藩体制は、農民的商品経済の発展、反封建闘争の進展、内国債・外国債の累積によって、「もはや封建的関係を基礎としては、権力は維持しえなるところまで発展していたのであり、天皇制の成立もこうした基礎の上で行なわれたのである」。ただ、「倒幕を果たした薩・長・上・肥の下級武士は、みずからの実力だけでは『専

制』を実現しえず、「国民統合上、天皇を『かつぎ』利用したのである。それゆえにこそ逆に天皇を『絶対』的権威としなければならなかった」。しかも、「それ自体権力の物質的根拠を欠く天皇制は、その全国的支配を果たすうえにおいても、もはや領主的支配によることは不可能」であり、「天皇制が無産国家でありながら、なお近代的租税徴収の根拠に不足し、不換紙幣発行にたよらざるをえなかった」のは、「まさにブルジョアの無産国家の端的な証拠であり」、一連の諸改革も「商品経済の発展なしには天皇制権力の維持は行ないえないことの現われ」であって、「ブルジョアの発展の未成熟に基づきながら、強引にブルジョア国家機構・権力を構築するうえの直接的基礎とされたからである」と(鎌倉論文一七〇一八頁、なお『』は拙稿からの引用部分)。

鎌倉氏の論述のなかで、わたしには十分には読みとりがたい表現がいくつかある。例えば、「それ自体権力の物質的根拠を欠く天皇制」とか、「近代的租税徴収の根拠に不足」する「ブルジョアの無産国家」であるとか、あるいは「ブルジョア国家機構・権力を構築するうえの直接的基礎」といわれる「直接的基礎」の内容などである。これらの意味が不明確であるため、鎌倉氏が何をいおうとされているのか率直にいうてよくわからない。ただ、前述(1)の個所と連結させて推測すれば、鎌倉氏は、廃藩置県によって「ブルジョアの国家機構・権力」がまがりなりにも成立し、この天皇制ブルジョア国家はいまだ未成熟な段階にあるブルジョアの発展を推進せんがために一連の改革を行なったのだ、というように考えておられるように思われる。このような批判には、わたしとしては承服できない。

廃藩置県がたとえ未成熟な内容のものであれブルジョア的天皇制国家の成立を意味するといっているのであれば、その時点で国家の主権が直接的にか間接的にブルジョア階級に帰属していることが証明されなければならない。

ところが廃藩置県とその後の政治的諸改革のなかには、そのような事態、いいかえると国民主権とその機構的保障である議会¹立法機関の執行諸機関からの分立・優越という構成原理をもつブルジョア的國家形態は全く見出すことはできない。

廃藩置県直後の一八七一年七月二九日、政府は太政官職制およびその章程を制定・公布し、主権の所在および國家權力の最高諸機関の組織編成²統治形態について次のように規定した。すなわち、「正院ハ天皇臨御シテ万機ヲ総判シ、大臣・納言之ヲ輔弼シ、參議之ニ参与シテ庶政ヲ提督シ」、「立法、施政、司法、事務ハ其章程ニ照シ左右院ヨリ之ヲ上達センメ、正院之ヲ裁制ス」と。¹この規定は立法、行政、司法の一切の政治的權力の領有者は天皇であり、正院を構成する大臣・納言および參議が天皇を輔弼し、その統治権の執行にあたることを明示している。この章程では「諸立法ノ事ヲ議スル」左院と「当務ノ法案ヲ草シ諸省ノ議事ヲ審調スル」右院とが設置され、²外見上は立法機関と行政機関との分立がうたわれてはいるが、その実、左院議長は參議が兼任し、また右院は諸省長官によって構成され、しかも左右院からの上達はすべて正院が決裁するという統治方式とされている。したがって、この國家装置は、近代國家の原理である立法、行政、司法諸機関の分立と立法機関の執行機関への優位という内容はひとかけらも含んではいない。

廢藩置県を断行した木戸孝允、大久保利通ら天皇制官僚グループは、「天下之大權朝廷に歸し、海内平均之力を以て國威を海外に光輝するの基礎を相立」³たしめるためには、「上に其權を握し、平均之勢を作成し、妨るものは忽ち一刀兩断と申処はどこまでも失うべからず」⁴といい、「朝廷今日の御力のみにては決して往々皇國の御備へも相立たざる」⁵がゆえに、「明天子賢宰相の出づるを待たずとも、自ら國家を保持するに足るの制度を確立」⁶

することが先決問題であり、そのためにはその中心となるべく「誰カ一時之権を専らにし、事を万世に期し、死生の間に立ち、懲悪挙善、天下之耳目一新不仕ては其詮無之⁽⁷⁾」と決意した。彼らの提言は、王朝の専制君主としての政治的未成熟というきびしの認識に立ち、君主主権^{II}君主独裁体制を確立するためには王権の未成熟を代位し補充する専制的国家機構を早期に形成しなければならぬということである。戊辰戦争、版籍奉還そして廃藩置県は、そうした決意の実践過程にはかならなかつた。だから、鎌倉氏のいわれる「倒幕を果した薩・長・土・肥の下級武士は、みずからの実力だけでは『専制』を実現しえなかつたがために、国民統合上、天皇を『かつぎ』、利用した」というのとは、全く逆である。「天皇を『絶対的』権威」とするためにこそ、専制的国家機構の形成を緊急の課題とし、それを実現したのである。

第1表 中央・府県庁官員族籍別構成

年次	族籍	勅任	奏任	判任
明治十三年	皇族	2	2	—
	華族	12	58	43
	士族	96	3,004	14,527
	平民	4	313	4,495
	計	114	3,377	19,065
明治十五年	皇族	3	3	—
	華族	14	91	54
	士族	127	3,688	18,261
	平民	2	563	7,520
	計	146	4,345	25,790
明治十六年	皇族	2	1	—
	華族	49	134	52
	士族	144	4,493	18,321
	平民	6	854	6,052
	計	201	5,482	24,425

『日本帝国統計年鑑』第1, 3, 6より作成。

こうして形成された専制的国家機構を掌握した上層部は、次表のような構成要素からなりたっていた。第一表は、中央政府および府県庁の一八八〇(明治一三)年から八三(明治一六)年までの勅任官、奏任官、判任官の族籍別人員構成にかんするものである。勅任官というのは、大臣、参議、各省卿、大警視、知事、大判事や陸海軍将官など、天皇の機務に直接に参与する最上層の官僚である。奏任官は、例えば正院の職務章程の規程によれば、「諸機務、文書法案ヲ勘査シ、官記位記等ノ事ヲ掌ル」ところの権大内史から「文書法案記録

第2表 中央・地方官員本籍・族籍別構成 (明治15年)

本籍	土族戸数(A)		勤士族		任平民		奏士族		任平民		その他共奉職士族計(B)	B/A	B/A
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率			
京都	25,471	38	19	278	107	7,504	29.5%	1,318	17.0%	1,318	17.0%	13.9	
鹿嶋	6,345	83	3	34	21	1,367	21.5	1,074	18.1	1,074	18.1	16.6	
肥前	46,600	182	28	364	4	3,842	8.2	2,083	11.2	2,083	11.2	15.3	
山口	16,129	45	21	464	19	2,898	22.1	800	18.1	800	18.1	10.5	
高松	9,584	32	11	193	7	1,606	16.7	889	11.5	889	11.5	13.7	
長門	32,799	69	11	187	23	1,833	5.6	23	16.0	1,570	16.0	17.1	
静岡	7,838	69	7	234	28	3,127	39.9	144	12.4	929	12.4	16.6	
青森	5,976	79	—	39	1	937	15.7	79	4	1,478	16.2	13.7	
岩手	7,730	85	—	24	1	1,003	12.9	85	13	1,308	16.6	17.1	
山形	2,305	59	—	30	8	716	31.0	19	7	907	15.3	13.1	
福島	12,282	59	—	74	4	1,254	10.2	45	11	815	17.1	13.7	
宮城	6,736	83	—	33	16	1,114	16.5	10	4	1,991	13.7	13.1	
茨城	7,694	83	—	35	7	1,087	14.1	83	10	1,619	9.2	14.7	
群馬	4,426	112	—	18	14	460	18.5	112	7	1,619	9.2	14.7	
栃木	2,486	41	—	23	5	619	14.0	41	6	1,000	13.1	13.1	
群馬	6,732	116	—	33	5	450	21.5	116	11	1,944	3.6	22.2	
茨城	2,576	31	1	17	6	466	18.1	31	—	532	3.6	22.2	
栃木	4,009	10	2	62	20	1,118	27.9	10	—	171	3	13.0	
山梨	2,605	10	1	10	17	448	17.2	—	—	170	11.1	—	
山梨	246	—	—	2	5	149	60.5	—	—	3	13.0	—	
梨如	11,523	66	—	66	16	1,834	15.9	—	—	170	11.1	—	
三重	4,992	42	2	42	12	1,001	20.0	—	—	71	—	—	
長岐	3,572	43	1	43	9	783	21.9	—	—	448	—	—	
三岐	6,336	61	1	61	8	1,013	15.9	—	—	59,041	—	—	
合計	424,915	127	2	3,688	563	59,041	13.9	—	—	—	—	—	

(注) (1)土族戸数は「日本帝國形勢總覽」(明治16年刊)、(2)官員数は「日本帝國統計年鑑」第3回より作成。表中長崎は在官を、石川は富山を含む。(4)東京の皇族(勳任2、奏任3)と華族(勳任13、奏任68、判任48、等外5)、京都の華族(勳任1、奏任5、その他5)、山形の華族(奏任1)、不明の皇族(勳任1)および華族(奏任24、その他2)は表中から除外。(5)その他の奉職士族は判任官(18,216人)、等外(23,184人)、技術師(9,517人)および「給仕小使等職」(4,309人)のことである。

等の事ヲ掌ル」ところの権少内史までをふくんでおり、⁽⁸⁾陸海軍でいえば佐官クラスを包含している。内閣制発足直後の一八八六(明治一九)年二月の「各省官制」によれば、勅任官は大臣および次官(≡総務局長)、奏任官は秘書官、書記官、局長、屋次長、参事官とされ、課長は判任官の最上位に位置づけられている。したがって、勅任官は、立法、行政、裁判および軍事、警察の国家装置全体を掌握した天皇制統治の全活動の決定者にはかならず、奏任官はその政策形成過程と執行過程への参画者として位置づけることができるであろう。このような機能をもつ勅任官は、いずれの年度をとってみても、皇族、華族、士族出身者が圧倒的な比重を占めている。すなわち、勅任官の合計でみれば、八〇年が三、一七四人≡九〇・九%、八二年が三、九二六人≡八七・四%、八三年が四、八二三人≡八二・三%となっている。そして勅任官だけについてみると、皇族、華族層は八〇年が一〇人≡九六・五%、八二年が一四四人≡九八・六%、八三年が一九五九人≡九七%を占めていることが知られる。さらに注目しておかなければならないのは、勅任官と奏任官の出身藩は、いちじるしくかたよっていたことである。この点をみようとしたのが、第二表である。第二表は、一八八二年の中央、地方官員の本籍および族籍別構成である。これによると、士族出身勅任官一二七名のうち七一名≡五六%は鹿児島、山口、高知、長崎、佐賀のいわゆる薩・長・土・肥出身者であり、奏任官も三、六八八人のうち一、二〇八名≡三三・八%がそうであった。他県≡他藩出身者も薩・長・土・肥の藩閥にたつらなることによつて、はじめて立身の道をえたのである。

第一、第二表は、国家諸機関(正院、右院、左院(のち元老院)、各省、警察、軍隊、裁判所、監獄等)を實質的に掌握していたのが藩閥出身官僚であり、平民をほぼ完全に排除していたばかりでなく、旧藩時代の統治身分であった士族層の約八六%をも閉め出していたことを示している。このことは、天皇制国家が鎌倉氏のいわれるような

「ブルジョア国家機構・権力」とは全く異質のものであり、天皇制高級官僚が最高の権力者である天皇を補弼し統治する専制君主制的な国家形態Ⅱ絶対主義以外のなにもでもなかったことを意味している。

(b) 鎌倉氏は、天皇制国家そのものの国家論からの分析をいっさい抜きにして、天皇制国家の成立は「もはや封建的関係を基礎としては権力は維持しえない」ような「基盤の上で行われ」、したがって「明治天皇制以来の国家官僚機構のなかに、ブルジョアの発展を促進するという性格があったのである。その直接の担い手が下級武士層であり、寄生地主であったとしても、その出身いかんにかかわらず、すでにその機構はブルジョアの発展を促進するほか維持されえないものだったのである」といい、だから「明治維新は不十分であってもブルジョア革命であり、明治天皇政府Ⅱ天皇制はブルジョア君主制である」と主張されている。これはけっして目新しい論法ではなく、戦前からのいわゆる労農派に属する人々の伝統的な説明の方式である。ここには、封建制から資本制への社会構成体の移行期をとらえる論理が欠如しているように思われる。

(i) ほんらい分権的体制である封建領主制が危機に立ったとき、その体制的危機の打開は分権的体制の止揚以外に道はない。それが民族的規模での統一権力としての絶対王政の形成をもたらす。だから、絶対王政は分権的封建体制の止揚ではあるが、同時にまた封建体制の全国的な規模での再編された国家の形態にはかならない。絶対王政が封建体制の全国的再編形態であるということは、それは必然的に二面的性質をもたざるをえないということでもある。

その一つの性格は、絶対王政がすべての個別領主権を王権に吸収した統一的集中権力であるということである。これが絶対王政の本質である。領主権の全国的・統一的な集中権力であるということは、絶対王政が本質的に封

建権力の範疇であり、したがって被支配階級たる農民・都市民の反封建的闘争を抑圧する反革命権力としての歴史的 content と機能をもっていることを意味している。

だが、同時にまた、絶対王政は、そのなりたちの歴史的・客観的条件から、必然的に、いま一つの性格を具有せざるをえない。それは、個別領有体制の解体化政策と、個別領有体制の危機をもたらした農民的商品経済の発展および反封建諸闘争への積極的な対応政策を通じて、統一国家としての政治的・経済的な体制づくりを強行するという点である。とりわけ、後発の絶対主義国家においては、その体制づくりは先進諸列強の諸到達水準を模擬しながら進められざるをえないため、一六、七世紀の古典的絶対王政とはかなり異った政策が強行される。

(四) 個別領有体制の解体化政策についていえば、次のように概括することができる。王権が政治権力を領有し、全民族的規模での政治的支配を貫徹させるためには、何よりも個別領主権力を解体しなければならない。そのためには、個別領主の軍事力・裁判権および貢租徴収権の王権への公収が不可避となる。ヨーロッパの古典的絶対王政が、ひとしく封建家臣団の解体と王の傭兵軍の形成にいち早く着手したのはそのためである。そして、旧封建諸侯のうち大貴族や名門貴族を王権の周囲から排除し（等族会議の解体）、旧中小貴族や新大土地所有者（土地貴族）および巨大特権商人層（金融貴族）を新貴族として登用し、彼らに下級裁判権や徴税権を改めて認証しながらも、それらを王室裁判所Ⅱ上級裁判権や王の土地高権に従属させる政策をとった。このことは、王権の新貴族からの超絶性・絶対性を創りだそうとしたものにほかならない。こうして、旧封建体制をささえてきた身分制とその経済的基礎である個別領主的土地所有は解体され、新貴族層Ⅱ半封建的身分を補給基盤として枢密院・高等法院を頂点機関とする絶対主義官僚・軍事機構が形成される。

ここで次の点に留意しなければならない。それは、新貴族層にはたしかに旧領有権が認証されたけれども、認証したものは王であり、したがって新貴族層は絶対王政の全国的・政治的身分として編成がえされたものであるということである。いいかえると、新貴族層は絶対王政の階級的基礎として編成がえされ、そして彼らのよって立つ半封建的土地所有が王政の物質的基礎を構成した。こうして、ヨーロッパの古典的絶対主義のもとでは、旧来の支配身分は解体され、王権に従属するという資格において新貴族層身分と半封建的身分が改めて創出された。この事態は、わが国の天皇制絶対主義の形成期とは明らかにちがっている。わが国においては、幕藩体制の構造的特徴に規定されて、幕藩領主の領有権を全面的に公収するという改革がおしすすめられた。戊辰戦争の過程での幕領の朝廷直轄領化にはじまり、版籍奉還・廃藩置県によって完了した。この一見ドラスチックにみえる改革は、天皇制国家がその階級的基礎・物質的基礎までも破壊し去ったことを意味するものではない。旧公卿・諸侯は華族に列せられ、皇族とともに天皇制国家の政治的身分として再編され、領主的土地所有は天皇制国家的土地所有に編成がえされたのである。そして、皇族・華族はこの天皇制国家的所有に寄生し、その貢租部分の分配にあずかった。したがって、鎌倉氏のように天皇制が「それ自体権力の物質的根拠を欠く」というように規定することは誤りである。およそ、物質的基礎をもたない国家はどこにも存在しはしない。

(ハ) 封建体制の危機——絶対王政成立の歴史的・客観的基礎過程は、いうまでもなく封建的土地所有と産業規制体系を打破するほどに発展した農民的商品経済の展開である。農民的商品経済の展開は、社会的生産諸力の発展とそれを基底とする社会的分業の進展にもとづくものである。いいかえると、農民的商品経済の進展は、直接生産者たる封建的小農民が自分の生活手段の大部分をみずから生産しているとはいえず、その生産物の一部分は商品

に転化し、商品として生産されなければならない生産条件を基礎とする。だから、封建的小農民経営が小商品生産に転化するということは、その生産物の一部分が商品 \parallel 貨幣関係にくみ入れられるばかりでなく、生産過程それ自体までもが商品 \parallel 貨幣関係に編入されることになる。このような事態の進展は、小農民や小手工業者を生産物 \parallel 商品や貨幣の所有主体たらしめ、所有主体相互間の私的取引・契約関係を形成させることになり、しかもこの取引・契約関係が伝統や慣習といった封建的規制と相容れない市場価格 \parallel 社会的価値という近代のものによって規制される形態と内容を帯びるのである。こうした状況の進展とともに、「直接労働者がまだ彼自身の生活手段の生産に必要な生産手段や労働条件の『占有者』であるという形態では、どの形態でも所有関係は同時に直接的支配・隷属関係として現われざるをえず、したがって直接生産者は不自由人として現われざるをえない」という純粹封建的状态は崩壊せざるをえない。なぜなら、小商品生産者は部分的にはあるとはいえ、商品化される生産物部分および貨幣の所有主体に転化しており、自らの意思において取引 \parallel 契約関係を取り結ぶにいたっているからである。その取引 \parallel 契約関係は多かれ少かれ価値法則に左右され、封建的規制とは異質の關係行為としての内容をもっている。それだけに、こうした新しい社会関係の進展は、領主的土地所有 \parallel 直接的な人格的支配・隷属関係を後退させることになる。

このような諸関係の発生とその進展が分権的封建体制の危機の基礎過程であり、封建的危機の再編形態としての絶対王政を生みだしたのである。したがって絶対王政は、土地の所有が直接的に人民の人格的支配であるという組織体制 \parallel 国家と市民社会の未分離的結合の解体の産物にはかならず、それゆえにそれは国家と市民社会の端緒的分離に対応する国家の新しい形態として登場せざるをえないのである。この点については、次項において

よりくわしく論じよう。

- (1) 『法規分類大全』官職門二、一四八頁以下。
- (2) 同書、一四七頁。
- (3) 明治三年八月二〇日、木戸孝允の三条実美宛書翰、『木戸孝允文書』第四、一〇三頁。
- (4) 明治二年七月一〇日、木戸の大村益次郎宛書翰、『木戸孝允文書』第三、三三九頁。
- (5) 明治元年九月二九日、大久保利通の後藤象次郎宛書翰、『大久保利通文書』第三、一四七頁。
- (6) 『岩倉公実記』中巻、六八五頁。
- (7) 明治三年八月二〇日、木戸の三条宛書翰、『木戸孝允文書』第四、一〇三頁。
- (8) 『法規分類大全』上掲、一四五～六頁。
- (9) マルクス『資本論』第三卷、邦訳、大月版、一〇一三頁。